

明治三十一年法律第十一号

民法施行法 抄

- 民法施行法
- 第一章 通則
- 第二章 総則編ニ関スル規定
- 第三章 物権編ニ関スル規定
- 第四章 債権編ニ関スル規定
- 第五章 親族編ニ関スル規定
- 第六章 相続編ニ関スル規定
- 第一章 通則
- 第一条 民法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外民法ノ規定ヲ適用セス
- 第二条 削除
- 第三条 削除
- 第四条 削除
- 第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス
 - 一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス
 - 二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ捺捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス
 - 三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス
 - 四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス
 - 五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス
 - 六 郵便証書(郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第五十九条第一項ニ規定スル郵便証書トシテ)ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル証書ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス
 - 指定公証人(公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七條ノ第二項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式其他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式(以下電磁的方式ト称ス)ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依リ情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報(以下日付情報ト称

- ス)ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル
- 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス
- 第六条 私署証書ニ確定日付ヲ付スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官又ハ公証人ハ確定日付簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモノ及ヒ件名ヲ記載シ其証書ニ登簿番号ヲ記入シ帳簿及ヒ証書ニ日付アル印章ヲ捺捺シ且其印章ヲ以テ帳簿ト証書トニ割印ヲ為スコトヲ要ス
- 証書力数紙ヨリ成レル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル印章ヲ以テ毎紙ノ綴目又ハ継目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス
- 第七条 公証人法第六十條及ヒ第六十一條ノ規定ハ指定公証人ガ第五條第二項ニ規定スル請求ニ因リ日付情報ヲ付スル場合ニ之ヲ準用ス
- 本法ニ規定スルモノノ外第五條第二項ニ規定スル日付情報ヲ付スルコトニ関スル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第八条 私署証書ニ確定日付ヲ付スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス
- 前項ノ規定ニ依リ登記所ニ為ス請求ニ係ル手数料ノ納付ハ収入印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス
- 第一項ノ規定ハ第五條第二項ニ規定スル請求ヲ行フ者並ニ前條第一項ニ於テ準用スル公証人法第六十條第二項及ヒ第三項ノ規定ニ依リ請求ヲ行フ者ニ之ヲ準用ス
- 第九条 左ノ法令ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
 - 一 明治五年第二百九十五号布告
 - 二 明治六年第二十一号布告
 - 三 同年第二十八号布告
 - 四 同年第四十号布告
 - 五 同年第六十二号布告
 - 六 同年第七十七号布告
 - 七 同年第二百五十五号布告
 - 八 同年第二百五十二号布告
 - 九 同年第三百六十六号布告動産不動産書入金穀貸借規則
 - 十 同年第三百六十二号布告出訴期限規則
 - 十一 明治七年第二十七号布告
 - 十二 明治八年第六号布告
 - 十三 同年第六十三号布告

- 十四 同年第二百二号布告金穀貸借借人証人弁償規則
- 十五 同年第四百八十八号布告建物書入質規則及ヒ建物売買讓渡規則
- 十六 明治九年第七十五号布告
- 十七 同年第九十九号布告
- 十八 明治十年第五十号布告
- 十九 明治十四年第七十三号布告
- 二十 明治十七年第二十号布告
- 二十一 明治二十三年法律第九十四号財産委棄法
- 二十二 同年勅令第二百十七号弁濟提供規則
- 明治六年第十八号布告地所質入書入規則ハ第十一条ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 第十条 削除
- 第十一条 本法ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二章 総則編ニ関スル規定
- 第十二條 民法施行前ニ民法第七條又ハ第十一條ニ掲ケタル原因ノ為メニ後見人ヲ附シタル者ハ其施行ノ日ヨリ禁止治産者又ハ準禁止治産者ト看做ス
- 後見人ハ民法施行ノ日ヨリ一个月内ニ禁止治産又ハ準禁止治産ノ請求ヲ為スコトヲ要ス
- 第十三條 後見人其他民法第七條ニ掲ケタル者カ民法施行ノ日ヨリ一个月内ニ禁止治産又ハ準禁止治産ノ請求ヲ為サザルコトキハ其期間經過ノ後ハ前條第一項ノ規定ヲ適用セス
- 前項ノ期間内ニ於テ之ヲ又ハ準禁止治産ノ請求アリタルモ裁判所ニ於テ之ヲ却下シタルトキハ抗告期間經過ノ後、若シ抗告アリタルトキハ最後ノ抗告棄却ノ時ヨリ又訴ニ於テ禁止治産又ハ準禁止治産ノ宣告ヲ取消シタルトキハ其判決確定ノ日ヨリ前條第一項ノ規定ヲ適用セス
- 第十五條 民法施行ノ日ニ於テ刑事禁止治産者タル者ハ其施行ノ日ヨリ能力ヲ回復ス
- 第十六條 民法施行前ヨリ刑事禁止治産者ノ財産ヲ管理スル者ハ刑事禁止治産者又ハ刑事禁止治産者カ定メタル他ノ管理者カ其財産ヲ管理スルコトヲ得ルマテ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス
- 前項ノ場合ニ於テ管理者ハ民法第三百三條ニ定メタル權限ヲ有ス但刑事禁止治産者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス
- 第十七條 民法第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ民法施行前ニ住所又ハ居所ヲ去リタル者ニ付テモ亦之ヲ適用ス
- 民法施行前ヨリ不在者ノ財産ヲ管理スル者ハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ其管理ヲ繼續ス

- 第十八條 民法第三十條及ヒ第三十一條ノ規定ハ民法施行前ヨリ生死分明ナラサル者ニモ亦之ヲ適用ス
- 民法施行前既ニ民法第三十條ノ期間ヲ經過シタル者ニ付テハ直チニ失踪ノ宣告ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ失踪者ハ民法ノ施行ト同時ニ死亡シタルモノト看做ス
- 第十九條乃至第二十八條 削除
- 第二十九條 民法施行前ニ出訴期限ヲ經過シタル債権ハ時効ニ因リテ消滅シタルモノト看做ス
- 第三十條 民法施行前ニ出訴期限ヲ經過セザル債権ニ付テハ民法中時効ニ関スル規定ヲ適用ス
- 第三十一條 民法施行前ニ進行ヲ始メタル出訴期限力民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ旧法ノ規定ニ從フ但其殘期カ民法施行ノ日ヨリ起算シ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ヲ適用ス
- 第三十二條 前條但書ノ規定ハ旧法ニ出訴期限ナキ權利ニ之ヲ準用ス
- 第三十三條 前三條ノ場合ニ於テ民法中時効ノ中斷及ヒ停止ニ関スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
- 第三十四條 第三十條乃至第三十二條ノ規定ハ時効期間ノ性質ヲ有セザル法定期間ニ之ヲ準用ス
- 第三章 物権編ニ関スル規定
- 第三十五條 慣習上物權ト認メタル權利ニシテ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ後ハ民法其他ノ法律ニ定ムルモノニ非サレハ物權タル効力ヲ有セス
- 第三十六條 民法ニ定メタル物權ハ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力ヲ有ス
- 第三十七條 民法又ハ不動産登記法ノ規定ニ依リ登記スヘキ權利ハ從來登記ナクシテ第三者ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシモノト雖モ民法施行ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ登記スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
- 第三十八條 民法施行前ヨリ占有又ハ準占有ヲ為ス者ニハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ヲ適用ス
- 第三十九條 民法施行前ヨリ動産ヲ占有スル者カ民法第九十二條ノ条件ヲ具備スルコトキハ民法ノ施行ト同時ニ其動産ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス
- 第四十條 遺失物ハ明治九年第五十六号布告遺失物取扱規則第二條ニ依リ榜示ヲ為シタル後一年内ニ其所有者ノ知レサルトキハ民法施行前ニ其榜示ヲ為シタルトキト雖モ拾得者其所有權ヲ取

得ス但漂著物ニ付テハ明治八年第六十六号布告
内国船難破及漂流物取扱規則ノ規定ニ從テ
第四十一條 埋藏物ニ付テハ特別法ノ施行ト至ル
マテ遺失物ト同一ノ手續ニ依リテ公告ヲ為スコ
トヲ要ス

第四十二條 民法施行前ヨリ民法第二百四十二條
乃至第二百四十六條ノ規定ニ依レハ所有權ヲ取
得スヘカリシ狀況ニ在ル者ハ民法ノ施行ト同時
ニ民法ノ規定ニ從ヒテ所有權ヲ取得ス但第三者
力正当ニ取得シタル權利ヲ妨ケス

第四十三條 共有者力民法施行前ニ於テ五年ヲ超
ユル期間内共有物ノ分割ヲ為ササル契約ヲ為シ
タルトキハ其契約ハ民法施行ノ日ヨリ五年ヲ超
エサル範圍内ニ於テ其効力ヲ有ス

第四十四條 民法施行前ニ設定シタル地上權ニシ
テ存続期間ノ定ナキモノニ付キ當事者力民法第
二百六十八條第二項ノ請求ヲ為シタルトキハ裁
判所ハ設定ノ時ヨリ二十年以上民法施行ノ日ヨ
リ五十年以下ノ範圍内ニ於テ其存続期間ヲ定ム

地上權者力民法施行前ヨリ有シタル建物又ハ
竹木アルトキハ地上權ハ其建物ノ朽廢又ハ其竹
木ノ伐採期ニ至ルマテ存続ス

地上權者力前項ノ建物ニ修繕又ハ變更ヲ加ヘ
タルトキハ地上權ハ原建物ノ朽廢スヘカリシ時
ニ於テ消滅ス

第四十五條 廢止

第四十六條 民法第二百七十五條及ヒ第二百七十
六條ノ期間ハ民法施行前ヨリ同條ニ定メタル事
實カ始マリタルトキト雖モ其始ヨリ之ヲ起算ス

第四十七條 民法施行前ニ設定シタル永小作權ハ
其存続期間カ五十年ヨリ長キトキト雖モ其効力
ヲ存ス但其期間カ民法施行ノ日ヨリ起算シテ五
十年ヲ超ユルトキハ其日ヨリ起算シテ之ヲ五十
年ニ短縮ス

民法施行前ニ期間ヲ定メシテ設定シタル永
小作權ノ存続期間ハ慣習ニ依リ五十年ヨリ短キ
場合ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ五十年トス

民法施行前ニ永久存続スヘキモノトシテ設定
シタル永小作權ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經
過シタル後一年内ニ所有者ニ於テ相當ノ價金ヲ
払ヒテ其消滅ヲ請求スルコトヲ得若シ所有者カ
此權利ヲ拋棄シ又ハ一年内ニ此權利ヲ行使セザ
ルトキハ爾後一年内ニ永小作人ニ於テ相當ノ代
価ヲ払ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス

第四十八條 民法ノ規定ニ從ヘハ民法施行前ヨリ
先取特權ヲ有スヘカリシ債權者ハ其施行ノ日ヨ
リ先取特權ヲ有ス

第四十九條 民法第三百七十條ノ規定ハ民法施行
前ニ抵當權ノ目的タル不動産ニ附加シタル物ニ
モ亦之ヲ適用ス

第五十條 民法第三百七十五條ノ規定ハ民法施行
前ニ設定シタル抵當權ニモ亦之ヲ適用ス但民法
施行ノ日ヨリ一年内ニ特別ノ登記ヲ為シタル利
息其他ノ定期金ニ付テハ元本ト同一ノ順位ヲ以
テ抵當權ヲ行フコトヲ得

第四十條 債權編ニ關スル規定
第五十三條 民法施行前ヨリ債務ヲ負擔スル者カ
其施行ノ後ニ至リ債務ヲ履行セサルトキハ民法
ノ規定ニ從ヒ不履行ノ責ニ任ス

前項ノ規定ハ債權者力債務ノ履行ヲ受クルコ
トヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサル場合ニ之
ヲ準用ス

第五十六條 金錢ヲ目的トスル債務ヲ負擔シタル
者力民法施行前ヨリ其履行ヲ怠リタルトキハ損
害賠償ノ額ハ其施行ノ日以後ハ民法第四百四條
ニ定メタル利率ニ依リテ之ヲ定ム但民法第四百
十九條第一項但書ノ適用ヲ妨ケス

第五十七條 削除
第五十八條 民法施行前ニ發生シタル債務ト雖モ
相殺ニ因リテ之ヲ免ルルコトヲ得

双方ノ債務力民法施行前ヨリ互ニ相殺ヲ為ス
ニ適シタルトキハ相殺ノ意思表示ハ民法施行ノ
日ニ遡リテ其効力ヲ生ス

第五十九條 民法第六百五條ノ規定ハ民法施行前
ニ為シタル不動産ノ貸借ニモ亦之ヲ適用ス

第六十條 第四十五條ノ規定ハ外國人又ハ外國法
人ニ土地ヲ貸借シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十條 親族編ニ關スル規定
第六十二條 民法施行ノ際家族タル者ハ民法ノ規
定ニ依レハ家族タルコトヲ得サル者ト雖モ之ヲ
家族トス

家族ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ
戸主權ニ服ス

第六十三條 民法ノ規定ニ依レハ父又ハ母ノ家ニ
入ルヘキ者ト雖モ民法施行ノ際他家ニ在ル者ニ
ハ其規定ヲ適用セズ

第六十四條 民法施行前ニ隱居者又ハ家督相続人
カ詐欺又ハ強迫ニ因リ隱居ヲ為シ又ハ相続ヲ承
認シタルトキハ民法第七百五十九條ノ規定ニ依
リテ之ヲ取消スコトヲ得但第三十二條及ヒ第三
十四條ノ適用ヲ妨ケス

民法第七百六十條ノ規定ハ民法施行前ニ家督
相続人ノ債權者ト為リタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第六十五條 民法施行前ニ為シタル婚姻又ハ養子
縁組力其當時ノ法律ニ依レハ無効ナルトキト雖

モ民法ノ規定ニ依リ有効ナルヘキトキハ民法施
行ノ日ヨリ有効トス

第六十六條 民法第七百六十七條第一項ノ期間ハ
前婚カ民法施行前ニ解消シ又ハ取消サレタルト
キト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第六十七條 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ
依リ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘキト
キハ其婚姻又ハ養子縁組ハ之ヲ取消スコトヲ得
但其實力既ニ民法ニ定メタル期間ヲ經過シタ
ルモノナルトキハ此限ニ在ラス

第六十八條 民法施行前ニ為シタル婚姻又ハ養子
縁組ト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力
ヲ生ス

第六十九條 民法施行前ニ婚姻ヲ為シタル者カ夫
婦ノ財産ニ付キ別段ノ契約ヲ為ササリシトキハ
其財産關係ハ民法施行ノ日ヨリ法定財産制ニ
依ル

民法施行前ニ夫婦カ其財産ニ付キ契約ヲ為シ
タルトキハ其契約ハ婚姻届出ノ後ニ為シタルモ
ノト雖モ其効力ヲ存ス但其契約カ法定財産制ニ
異ナルトキハ民法施行ノ日ヨリ六个月内ニ其登
記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ
第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七十條 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ依
リ離婚又ハ離縁ノ原因タルヘキトキハ夫婦又ハ
養子縁組ノ當事者ノ一方ハ離婚又ハ離縁ノ訴ヲ
提起スルコトヲ得

第六十七條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準
用ス

第七十一條 嫡出ノ推定及ヒ否認ニ關スル民法ノ
規定ハ民法施行前ニ懷胎シタル子ニモ亦之ヲ適
用ス

第七十二條 子ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ
從ヒテ父又ハ母ノ親權ニ服ス

第七十三條 裁判所ハ民法施行前ニ生シタル事實
ニ扨リテ親權又ハ管理權ノ喪失ヲ宣告スルコト
ヲ得

第七十四條 民法第九百條第一号ノ場合ニ於テ民
法施行ノ際未成年者ノ後見人タル者アルトキハ
其後見人ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒ
テ其任務ヲ行フ

第七十五條 民法第九百條第一号ノ場合ニ於テ民
法施行ノ際未成年者力後見人ヲ有セサルトキハ
民法ニ定メタル者其後見人ト為ル

第七十六條 民法施行前ニ民法第七條又ハ第十一
條ニ掲ケタル原因ノ為メニ後見人ヲ附シタル者
アル場合ニ於テ後見人其他民法第七條ニ掲ケタ

ル者ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告アリタルトキハ
後見人ハ其宣告ノ時ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ後
見人ノ任務ヲ行ヒ準禁治産ノ宣告アリタルトキ
ハ保佐人ノ任務ヲ行フ

第七十七條 民法施行前ニ未成年又ハ民法第七條
若クハ第十一條ニ掲ケタル原因ニ非サル事由ノ
為メニ選任シタル後見人ノ任務ハ民法施行ノ日
ヨリ終了ス

未成年者ノ後見人又ハ民法第七條若クハ第十
一條ニ掲ケタル原因ノ為メニ選任シタル後見人
力民法第九百八條ニ該當スルトキ亦同シ

第七十八條 民法第九百三十七條及ヒ第九百四十
條乃至第九百四十二條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之
ヲ準用ス

民法第九百三十八條ノ規定ハ前條第二項ノ場
合ニ之ヲ準用ス

第七十九條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ
依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ後見監督人ヲ選
任セシムル為メ選任ナル親族會ノ招集ヲ裁判所
ニ請求スルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキ
ハ親族會ハ其後見人ヲ免黜スルコトヲ得

第八十條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依
リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ選任ナル親族會ノ
財産ヲ調査シ其目録ヲ調製スルコトヲ要ス

民法第九百七十七條第二項、第三項、第九百十
八條及ヒ第九百九十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之
ヲ準用ス

第八十一條 民法第九百二十四條及ヒ第九百二十
七條ノ規定ハ後見人カ第七十四條又ハ第七十六
條ノ規定ニ依リテ其任務ヲ行フ場合ニ之ヲ準
用ス

第八十二條 民法第九百三十條ノ規定ハ後見人カ
民法施行前ニ被後見人ノ財産又ハ被後見人ニ對
スル第三者ノ權利ヲ讓受ケタル場合ニモ亦之ヲ
適用ス

第八十三條 後見人カ民法施行前ヨリ被後見人ノ
財産ヲ賃借セルトキハ後見監督人ヲ選任セシム
ル為メ招集シタル親族會ノ同意ヲ求ムルコトヲ
要ス若シ親族會カ同意ヲ為ササリシトキハ賃借
借ハ其効力ヲ失フ

第六十條 相続編ニ關スル規定
第八十四條 民法施行前ニ民法第九百六十九條及
ヒ第九百九十七條ニ掲ケタル行為ヲ為シタル者
ト雖モ相続人タルコトヲ得ス

第八十五條 民法第九百七十四條及ヒ第九百九十
五條ノ規定ハ相続人タルヘキ者力民法施行前ニ

死亡シ又ハ其相続権ヲ失ヒタル場合ニモ亦之ヲ適用ス
第八十六條 相続人廃除ノ原因タル事実ハ民法施行前ニ生シタルトキト雖モ廢除ノ請求ヲ為スコトヲ得
第八十七條 相続人廢除ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ廢除シタル相続人ニモ亦之ヲ適用ス
第八十八條 家督相続人指定ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ指定シタル家督相続人ニモ亦之ヲ適用ス
第八十九條 民法第九百八十九條ノ規定ハ民法施行前ニ前戸主ノ債權者ト為リタル者ニモ亦之ヲ適用ス
第九十條 民法第七百七條及ヒ第七百八條ノ規定ハ民法施行前ニ為シタル贈与ニモ亦之ヲ適用ス
第九十一條 相続ノ承認、拋棄及ヒ財産ノ分離ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニハ之ヲ適用セス
第九十二條 相続人曠欠ノ場合ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
第九十三條 相続財産ノ管理人ハ民法第五百七十五條ノ規定ニ依リ為スヘキ公告ハ裁判所同法第九十八條ノ規定ニ依リ為スヘキ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス
第九十四條 遺言ノ成立及ヒ取消ニ付テハ其當時ノ法律ヲ適用シ其効力ニ付テハ遺言者ノ死亡ノ時ノ法律ヲ適用ス
第九十五條 民法第三百三十二條乃至第三百三十六條及ヒ第三百三十八條乃至第三百四十五條ノ規定ハ民法施行前ニ為シタル贈与ニモ亦之ヲ適用ス

附則 (明治三十四年九月二一日法律第三九号) 抄
第五條 本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則 (明治三十九年三月二二日法律第一三三号) 抄
第九十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附則 (大正一一年四月二二日法律第七一七号) 抄
第三百八十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二六年四月三日法律第一二二六号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三八年七月九日法律第一二六号) 抄
この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。
附則 (昭和五四年二月二〇日法律第六八号) 抄
この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
(法人の設立許可の取消し等に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の民法第七十一条及び民法施行法第二十三条第一項の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の当該規定によつて生じた効力を妨げない。
(法人の解散の登記に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前に主務官庁が設立許可を取り消し、又は解散を命じた法人の解散の登記に関しては、なお従前の例による。
附則 (昭和六〇年六月七日法律第五四四号) 抄
第一条 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。
附則 (平成三年五月二一日法律第七九号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 第六條から第二十一條まで、第二十五條及び第三十四條並びに附則第八條から第十三條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(その他の処分、申請等に係る経過措置)
第六條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相
當規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
附則 (平成五年一月二二日法律第八九号) 抄
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三條に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)
第十四條 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
(政令への委任)
第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條 節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十條の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項

に係る部分に限る。)、第二百四十四條の規定(農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に關する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十五條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日
(事務の区分に関する経過措置)
第五十一條 第九十三條の規定による改正後の民法第八十三條ノ三第一項及び第九十四條の規定による改正後の民法施行法第二十三條第四項前段の各規定により都道府県が処理することとされる事務は、施行日から起算して二年間は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(国等の事務)
第五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相
當規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
附則 (平成五年一月二二日法律第八九号) 抄
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三條に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)
第十四條 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
(政令への委任)
第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條 節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十條の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項

に係る部分に限る。)、第二百四十四條の規定(農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に關する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十五條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日
(事務の区分に関する経過措置)
第五十一條 第九十三條の規定による改正後の民法第八十三條ノ三第一項及び第九十四條の規定による改正後の民法施行法第二十三條第四項前段の各規定により都道府県が処理することとされる事務は、施行日から起算して二年間は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(国等の事務)
第五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の法律の適用については、改正後の

までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。一から二まで 略

三 附則第二百六十条、第二百六十二条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百七十条、第二百九十六条、第三百一十一条、第三百三十五条、第三百四十条、第三百七十二條及び第三百八十二条の規定 平成二十三年四月一日

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）

第三百八十二条 附則第二百六十条の規定による改正後の民法施行法第八十二条、附則第二百六十二条の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、商業登記法第十三条第二項本文（他の法令において準用する場合を含む。）、附則第三十一条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項本文、附則第三百三十五條の規定による改正後の不動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、附則第三百四十條の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一条第二項本文又は不動産登記法第十九条第四項本文（同法第十九条の二第四項、第二百十條第三項、第二百一十一條第五項及び第四百九条第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができる。

（罰則に関する経過措置）

第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七條から第二百五十九條まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年五月二五法律第五号）

三 号 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二十三年六月二四法律第七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和元年二月一日法律第七一号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九條の改正規定（第六十八條第一項）を「第八十六條第一項」に改める部分に限る。
- 二 第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第一条の二十四第一項の改正規定、第四十七條中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七條の改正規定、第七十八條及び第七十九條の規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六條第一項の改正規定並びに第二百二十四條及び第二百五條の規定 公布の日

二 略

三 第一条中外国人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（並びに第百三十二條）を、「第百三十二條から第百三十七條まで並びに第百三十九條」に改める部分に限る。

第三号から第五号までの規定、同条第四項の改正規定（本店の所在地における）を削る部分に限る。同法第八十七條第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項

の改正規定（本店の所在地における）を削る部分に限る。）並びに同法第九十五條、第一百一条、第一百八條及び第百三十八條の改正規定、第九條中社債、株式等の振替に関する法律第百五十一條第二項第一号の改正規定、同法第百五十五條第一項の改正規定（以下この条の下に「及び第百五十九條の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第百五十九條の次に一條を加える改正規定、同法第二百二十八條第二項の表第百五十九條第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五條第一項の改正規定（「まで」の下に「第百五十九條の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同条第二項の表第百五十九條第一項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九條第二項の表に次のように加える改正規定、第十條第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一條第一項後段を削る改正規定、第十四條中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六條の改正規定、第十五條中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定（「従たる事務所」の所在地における登記（第三百二十二條―第三百四十四條）を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七條の次に五條を加える改正規定、同法第三百一十一條第二項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百五十五條及び第三百二十九條の改正規定、同法第三百三十條の改正規定（第四十九條から第五十二條まで）を「第五十一條、第五十二條」に、「及び第百三十二條」を「第百三十二條から第百三十七條まで及び第百三十九條」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二條第十号の次に一號を加える改正規定、第三十七條中信託法第二百四十七條の改正規定（第三項を除く。）、第十八條（前号に掲げる部分に限る。）、第十八條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二條及び第二十三條の規定、第二十五條中金融商品取引法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四第二項を削る改正規定、同法第九十條の改正規定（「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五号及び第十六号」及び「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十條第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第百四十六條の二中

条第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百條第一項第四十號の次に一號を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第三百十條第一項第三十八號の次に一號を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償法第七十一條から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第百條第二項の改正規定並びに同法第二百二十二條第一項第十二號の次に一號を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第百條第一項第十六號の次に一號を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第百三條の改正規定（、第四十八條を「、第五十一條」に、「並びに第百三十二條」を「、第百三十二條から第百三十七條まで及び」、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」とを削る部分に限る。）、第九十六條の改正規定（同条中商品先物取引法の第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第九十四條の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八條の六」を加える部分を除く。）、第百條の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第百十三條第一項第十三號の改正規定を除く。）、第百二條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第百五十九條第三項から第五項まで及び第百六十條第

一項の改正規定並びに同法第百六十八條の改正規定（、第四十八條）を「、第五十一條」に、「並びに第百三十二條」を「、第百三十二條から第百三十七條まで及び」、第百三十九條に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項、」を削る部分に限る。）、第百七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、会社法改正法附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日

附則（令和三年四月二八日法律第二四号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令等への委任）
第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中民事執行法第二十二條第五號の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三號の改正規定、同法第百四十一條第一項第三號

の改正規定、同法第百八十一條第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第百八十三條の改正規定、同法第百八十九條の改正規定及び同法第百九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第百八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第百九十八條の規定並びに第百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日